

山口県診療所等物価支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「山口県診療所等物価支援給付金（以下「給付金」という。）」の支給に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この給付金支給事業は、診療等に必要な経費の物価上昇に対応するための給付金を支給することで、診療所及び薬局の経営改善につなげ、地域医療体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「診療所」とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 「有床診療所」とは、診療所のうち、病床の設置について同法第7条第3項による許可を受けたもの又は同法施行令第3条の3により届け出たものをいう。
- (3) 「無床診療所」とは、診療所で有床診療所以外のものを用いる。
- (4) 「病床」とは、医療法第27条による使用許可を受けたものをいう。
- (5) 「薬局」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項及び施行規則第1条に基づく開設許可を受けたものをいう。

(支給対象)

第4条 給付金の支給対象は、次のいずれにも該当する診療所及び薬局とする。

- (1) 山口県内に所在すること
- (2) 申請時点で事業活動を行っていること
- (3) 申請時点で廃止・廃院の予定がないこと
- (4) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請までの間に診療報酬を請求した実績があること
- (5) これまでに「山口県診療所物価支援給付金」の支給を受けていないこと。

(支給額)

第5条 給付金の支給額は次のとおりとする。

- (1) 有床診療所（医科・歯科）で病床数が14床以上のもの
病床数（※）×13千円
（※）令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、「病床数適正化支援事業」により令和7年8月2日以降に削減した病床がある場合は、当該削減分を除く（以下同じ。）。
- (2) 有床診療所（医科・歯科）で病床数が13床以下のもの
1施設×170千円
- (3) 無床診療所（医科・歯科）
1施設×170千円

(4) 薬局

所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)に応じて次のとおりとする。

ア 1店舗以上5店舗以下 1施設×85千円

イ 6店舗以上19店舗以下 1施設×75千円

ウ 20店舗以上 1施設×50千円

(※) 中国四国厚生局山口事務所へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載されている令和7年4月30日時点の数とする。

(支給回数)

第6条 給付金の支給回数は、1施設につき1回限りとする。

(申請方法)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、申請様式(診療所は様式第1号、薬局は様式第2号)に振込先の口座情報を確認できる書類(預金通帳等)の写しを添え、知事に提出しなければならない。

2 提出期日は別に定める。

(支給の決定等)

第8条 知事は、提出された支給申請書の内容を適正と認めたとき、これを受理する。

2 知事は、受理した支給申請書を本要綱に基づき審査し、適正と認めたときは申請額を指定の口座に払い込む。この場合において、支給が決定された旨の通知は給付金の払込みをもって代えるものとする。

(不支給要件)

第9条 申請者が次のいずれかに該当する場合、給付金を支給しないものとする。

(1) 申請に虚偽がある場合

(2) 県税の滞納がある場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する「暴力団」又は「暴力団員」に該当する者が含まれる場合。あるいは暴力団や暴力団員と、社会的に非難されるべき関係を有している場合

(4) 前号のほか、支給対象として適当でないと認められる場合

2 給付金の不支給を決定したときは、不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(状況確認等)

第10条 知事は、次に掲げる場合、職員等に命じて、支給要件を満たしていること又は不支給要件に該当しないことを確認するため、申請者の施設等に対して必要な確認、質問を行い、又は書面等の提出を求めることができる。

(1) 支給申請書が提出されたとき

(2) その他、知事が必要と認めたとき

2 申請者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

(給付金の返還)

第 11 条 知事は、給付金の支給を受けた申請者が支給の要件を満たさない事実が明らかとなった場合や、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、支給決定取消・返還通知書（様式第 4 号）により、支給決定を取り消して返還させるものとする。

2 申請者が給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は、前項による返還の対象とする。

(書類の保存)

第 12 条 給付金の支給を受けた者は、申請に係る書類を支給年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。
- 2 令和 7 年度に実施した事業については、なお従前の例による。